

令和6年第1回長南町議会定例会

議事日程(第2号)

令和6年3月1日(金曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	太田久之君	2番	鈴木ゆきこ君
3番	宮崎裕一君	4番	河野康二郎君
5番	岩瀬康陽君	6番	御園生明君
7番	松野唱平君	8番	森川剛典君
9番	板倉正勝君	10番	加藤喜男君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野貞夫君	副町長 (ガス課長事務取扱)	佐久間静夫君
教育長	糸井仁志君	総務課長	仁茂田宏子君
企画財政課長	河野勉君	税務住民課長	江澤卓哉君
福祉課長	長谷英樹君	健康保険課長	金坂美智子君
生活環境課長	三上達也君	産業振興課長	石川和良君
建設課長	高德一博君	教育課長	三十尾成弘君
教育課主幹	徳永哲生君	教育課主幹	今関裕司君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 今井隆幸 書記 山本裕喜

◎開議の宣告

○議長（松野唱平君） 皆さん、こんにちは。

本日は公私ご多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

ただいまから、令和6年第1回長南町議会第2日目を開会します。

本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（松野唱平君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（松野唱平君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問に当たり、質問者及び答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いいたします。また、通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

本日、質問順位1番から4番までを行います。

念のため、内容についてここで確認をします。

質問者については質問席へ移動し、要旨ごとに質問をします。答弁者については自席で答弁をします。

質問者及び答弁者は起立して発言をお願いします。質問回数の制限はありませんが、一度完結した質問事項は再度質問できません。

制限時間は1人原則1時間以内とします。

以上です。

◇ 宮 崎 裕 一 君

○議長（松野唱平君） 通告順に発言を許します。

初めに、3番、宮崎君。

[3番 宮崎裕一君質問席]

○3番（宮崎裕一君） 3番の宮崎です。

議長のお許しをいただきましたので、通告のとおり、件名5件、要旨11件について一般質問させていただきます。

令和6年に入り初めての定例会ということでございます。

昨日も東方沖を震源地とする震度1以上の地震が10回あったということです。本日も朝方2回、震度4の地震があり、元旦に発生しました能登半島地震からちょうど2か月ということでございます。被災された皆さんには心からお見舞いを申し上げたいと思います。

日常普通に使用しているライフラインや道路が、その日を境に全く機能しないというのを目の当たりにした。

3.11もございますけれども、非常に大変な災害でございます。また、道路が寸断され、物資の運搬や人の移動もできません。いかに交通網が大切であるかということを感じたような状況でございます。

そこで、令和4年12月の全員協議会に示された地域公共交通計画の再編状況についてお聞きしたいと思います。

そのときの公共交通再編イメージでは、町内移動は役場新庁舎の活用により、路線バスや、検討予定のレンタサイクル・観光タクシー等の交通拠点となるよう整備を図り、来訪者の利便性にも配慮すると。また、既存ののりあいタクシーの運行内容を拡充し、町民にとって利用しやすい町内移動環境を目指すとなっています。町外移動は、茂原市街への路線バス運行により町外移動手段を確保し、高速バスのバス停の移設検討により、町民、来訪者にとって利用しやすい高速バスの利用環境を目指すとの説明がありました。

そこで、現在の地域交通計画の進捗状況について伺います。よろしくをお願いします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野企画財政課長。

○企画財政課長（河野 勉君） 地域公共交通計画の進捗状況ですけれども、まず、町内の移動の利便性向上の中の高速バスのバス停移設についてでございますけれども、令和6年度からの直売所の建設計画に合わせまして、今後検討のほうをさせていただきたいと思えます。

次に、レンタサイクル・観光タクシーの導入検討により町内移動の利便性を向上するということにつきましても、令和7年度までに、この協議会の計画に基づきまして、協議会で検討させていただきます。

続きまして、のりあいタクシーの運行内容拡充によります利便性の向上についてなんですけれども、本年度、地域公共交通計画活性化協議会において内容のほうを検討させていただきました。その中で、交通モード体系を総合的に判断する中で、運行内容の拡充は行わないという結論に達したところでございます。

続いて、町外への移動手段の確保では、路線バスを維持するため国・県補助を活用する中で運行を維持している状況でございます。昨年度から国の補助要件の収支率が55%を下回っていることから、町のほうでかさ上げ補助を行い、維持しております。また、令和6年度から、路線バスの利用促進と保護者の負担軽減を目的としまして、高校生等を対象とした路線バスの通学定期券の購入に対する補助を1年間試行的に実施していく予定でございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、宮崎君。

○3番（宮崎裕一君） 分かりました。いろいろ協議会の中でも検討していただいているということでございます。また、高速バスのバス停の移設については、今後、直売所との関係もあるかもしれませんが、検討ということで分かりました。

今、お話がありましたけれども、通勤・通学で町外への移動手段としている方々、特に高校生には大変大切であります。もし、今まで以上に減便や、路線バスが廃止になった場合は、さらに保護者の負担が増すことになると思えます。答弁にあった保護者の負担軽減と、路線バスの運行維持を目的とした定期券購入補助を試行的に1年間実施するというところでございますが、ぜひ継続するようお願いし、次の要旨に移りたいと思えます。

輸送業界において問題となっております2024年問題、特に運転手、ドライバー不足であります。

令和5年12月の新聞でありますけれども、全国的なバス運転手不足が深刻化しているという中で、人口の多い千葉市でも路線バスの減便・廃止が出ているそうです。例を挙げますと、緑区の大椎台団地からJR土気駅を結ぶ千葉中線、JR鎌取駅とJR都賀駅を結ぶ都賀線、これにつきましては、本年4月以降いずれも廃止となるような見通しということでございます。

地域住民からは、バスがないと出歩けなくなる、数年後には免許返納と考えていたが、返納のタイミングを考え直すしかないといった声が上がっているようであります。また、県でも鉄道、路線バスの地域公共交通の問題が相次いでおります。そういうのを受け、県の中に、2024年度組織改編で総合企画部に交通担当部長を新設するということになっております。

町外に通勤・通学する住民の足としての路線バスであります。事業者から不採算路線の撤退や運行回数減便など、サービス低下がないのか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野企画財政課長。

○企画財政課長（河野 勉君） 県におきましてバス路線の再編を目的としまして、令和4年度に3市町、市原市、茂原市、長南町にまたがります町内8系統を対象に、広域幹線バス路線の利用実態調査のほうを実施いたしました。調査結果では、三川線の改善優先度が最も高くなっておりますので、今後廃止になる可能性はあるのではないかと考えております。

なお、こういうことによりまして、交通空白地帯が発生するわけですが、その解消につきましては、今後もデマンドタクシー等を活用する中で、引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、宮崎君。

○3番（宮崎裕一君） 分かりました。今後、路線によっては廃止となる場所もあるということでございます。

また、今答弁でございましたように、交通空白地域の解消と。いろいろ地区によっては路線バスが走っていないところがございますけれども、町民の移動手段の確保から、のりあいタクシー運行への事業化もされておりますので、今後その状況を見ていきたいというふうに考えております。

次の要旨に移ります。

高齢者による交通事故がテレビで毎日のように報道されております。先ほど述べたように、万が一路線バスが廃止されるようなことがあれば、自家用車を運転するしかありません。茂原市内はまだいいですけども、市原市とかの病院に通院するには非常に距離があり大変だと思います。そこで、運転免許証返納者には返納時に1万円をチャージした交通系のICカードを交付して支援してはと思いますが、考えを伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁求めます。

河野企画財政課長。

○企画財政課長（河野 勉君） 町内の公共交通事業者を確認をしたところ、タクシー事業者は交通系のICカード支払いに対応ができるようなんですけれども、小湊バスについては導入をしていないため対応できないとのことでした。また、タクシー事業者に交通系ICカードの利用状況を伺ったところ、利用者は残念ながらほとんどいないということでございました。

高齢者への支援につきましては、福祉課において行っております福祉タクシー助成券、こちらを、令和6年度から対象者の枠を広げまして、本町に住所があり住民税が非課税の方のうち、75歳以上で日中家族の支援が受けられない方を新たに対象者に加えまして、また、助成額につきましても月2,000円から3,000円に増額、助成券の単位も1,000円から500円ずつとすることで、より効率的に助成券を利用していただけるように改善のほうをさせていただき予定でございますので、当面はこちらを活用していただければと考えております。

なお、交通系のICカード進呈につきましては、今後、協議会ですとか公共交通の関係機関等の意見を伺いながら検討のほうをさせていただければと思います。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 3番、宮崎君。

○3番（宮崎裕一君） 分かりました。福祉タクシー券の助成を拡充するというので了解しましたけれども、しかしながら、いろいろ見ますと、助成金は申請者への口座振込、だから、1回は全て利用者が支払いをするという形になります。こういうのを使っていないという話もありましたけれども、煩わしさというんですか、1回チャージすれば、1万円でさっきのタクシーも乗れます。バスは使っていないということですけども、コンビニなんかでIC系のチャージもできますので、ぜひ、そういう煩わしさを今後は協議会等の中で検討して、そうすると事務の申請というんですが、いろんなものも減るんじゃないかなというふうに思いますので、そこら辺はぜひ協議会なりで検討したいというふうに思います。また、今年から福祉タクシー券の助成が始まります。町民への周知をお願いして、次の件名に移りたいと思います。

次の件名の直売所です。

令和4年12月の第4回の定例会において、町第5次総合計画の変更が示されました。その中で、地場産業の振興として農産物直売所建設事業が提案されました。また、昨日、町長からの施政方針にもありましたが、その中で、地場産業の育成、農業、商業、観光業の振興とともに、高齢化の進む本町における町民の日常生活の維持、生活利便性の向上等の視点から、早期に事業着手に取り組んでいきますということでした。

そこで、直売所建設について、建設場所及び用地確保等の事業進捗状況について伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁求めます。

石川産業振興課長。

○産業振興課長（石川和良君） 直売所建設に向けた進捗状況でございますが、建設場所の候補地はあるものの、現時点では決定はしておりません。また、直売所の規模も、販売できる農作物の出荷量の把握ができていないため、売場等の面積も決まっております。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 3番、宮崎君。

○3番（宮崎裕一君） 分かりました。ありがとうございます。直売所建設と、先ほどもありましたけれども、高速バスのバス停については現在検討中ということで認識をさせていただきます。

今月の3月24日にグリーンラインが、茂原長南インターから茂原の台田まで延伸します。茂原長南インター周辺は今まで以上に活用すべきだと思いますので、早急な事業計画等をお願いします。

次の要旨に移ります。

直売所における運営方式や、先ほどもありましたけれども、出荷量の把握ができていないということでしたけれども、出荷していただく生産者の確保です。運営方式にはいろんな型がございます、まず、地産地消型、これは地元の農産物を地元を提供するタイプの直売所で、生産者グループが中心となり運営する方法を言います。組織運営型、これはJAや企業が組織を持って運営する方法を言います。観光地型、これはサービスエリア内にある直売所や道の駅などを示し、農産物だけではなく加工品や地域の土産物など主力化商品を提供し、地域を代表する市町村や公益法人等が道路管理者と一緒に運営する方法を言います。

各種の運営方式にはメリット・デメリットが挙げられますが、本町に一番適した方法は地産地消型と考えますが、メリットとして、出荷にかかる経費が最小限で済む。しかし、デメリットとしては商圏が非常に限られて小さくなってしまおうというものが挙げられます。

先月22日ですけれども、組織運営型となります県内の直売所を、板倉議員、加藤議員と視察してきました。場所につきましては、JAいすみにありますグリーンスパ、JA安房にありますJAグリーン、JA君津にあります味楽園さだもと店の3店舗視察をしてきました。各直売所とも売場面積は60坪以上あり、年間売上は少ないところは1億から、多いところは6億というような程度になっております。また、生産者の納入数ですけれども、大体100名から、多いところで530名となっております。また、生産者とその直売所に出荷する割合ですけれども、販売の中の約4割から5割が生産者の出荷物ということでございます。

本町は水稻中心の生産基盤であります。どのような運営方式や生産者を確保する考えなのか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

石川産業振興課長。

○産業振興課長（石川和良君） 直売所の運営方法につきましては、宮崎議員おっしゃるとおり様々ございますが、建設計画段階から、生産組合や生産者などの方々に入っただいて、検討委員会などを立ち上げ協議をし、その中から生産者等がグループをつくり経営をしてもらえればと考えております。

生産者の確保にも直結するとは思いますが、直売所の運営で最も苦勞するのが品ぞろえであると思われることから、生産者自ら地域農業の底上げのため、何を特産品の軸とし、副軸にはどのような産品を置き、どの時期に誰がどのように栽培し出荷するのかなど、具体的な栽培計画を立て運営をしていただければと考えております。

生産者の確保についての現在の状況でございますが、今年度に農業者を対象とした農産物の作付調査アンケートを予定しておりましたが、災害対応に追われ、実施できていないのが状況でございます。したがって、まだ生産者の確保もしていないのが現状でございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、宮崎君。

○3番（宮崎裕一君） ありがとうございます。災害に追われて対応できていないと、これからよろしく願いしたいと思います。

私も、県内のJAの直売所運営には関わってきた関係がございます。JAで運営している職場ではどこも客数の減少、客層の高齢化による客単価の減少、そして人件費の拡大があり、これが収益を圧迫している状況でございます。各直売所とも非常に厳しい状況ということでございます。

そのような中で、大きな建物を建設しても非常に厳しいと思われます。私の考えですけれども、直売所は地産地消型として、小さな建物からスタートし、先ほどもありましたけれども、高速バスのターミナル等との併設が可能であれば、駐車場も広く確保できると思います。そうすれば、いろんな集客もできるし、特産品等もPRできるんじゃないかなと思います。そこで、直売所に出荷していただける生産者、有識者、生産者団体などを参集し、皆様の意見を反映し、建設、運営等に生かすことがよいと思います。先ほど答弁にありましたけれども、検討委員会の設置をぜひお願いし、次の件名に移りたいと思います。

各自治体において、職員はフルネームの名札をつけることが今当たり前になっています。近年、このフルネーム情報を基に、SNS上に名前を出さずだけでなく、住所や家族を特定し、誹謗中傷の書き込みやストーカー被害を起こすなどの報告がされております。このように、SNS上の誹謗中傷は一度拡散してしまうと全て削除することは困難と言われております。

このような問題に対応する手段として、部署、役職、名字のみにするなど対策を行う企業、自治体が増えていようではありますが、一宮町では本年4月より名字とローマ字の表記で行うということ聞いております。

そこで、お聞きしたいと思います。本町職員のフルネーム対策について伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 職員の名札の表示につきましては、現在、氏名のほかに所属名と職名を記載しております。名札を着用し担当者を明確にすることで、住民など外部の方から職員に対する信頼を高め、安心感を与えると同時に、職員一人一人が職務に対する責任を認識することなどにより記載をしているところでございます。

しかしながら、近年、名札に記載されている情報を基に、SNSやインターネット上で、職員本人やその家族を特定した誹謗中傷やストーカーなどの犯罪に悪用されることが社会問題となっております。

このようなことから、本町におきましても、令和6年4月から名字の漢字表記に併せ平仮名表記、また社会のグローバル化に合わせてローマ字表記の名札に改めてまいります。

○議長（松野唱平君） 3番、宮崎君。

○3番（宮崎裕一君） ありがとうございます。新年度の4月から実施をしていただけるということで、ありがとうございます。よろしく申し上げます。

議会においても、今後、議会中継ができるように取り組んでおるところでございます。個人情報の取扱いには十分配慮しながら、時代の流れというんですか、時代の変化にも対応していかなければいけないと思いますので、そこら辺をお願いして、次の件名に移りたいと思います。

新型コロナも5類になり、行動制限も緩和され、人の交流もコロナ前に戻った感じがいたします。一宮町では、サーフィンの目的から古民家をリノベーションし利用する方々が増えているとのことであります。

別荘や民泊施設は常時同じ人が滞在するものではなく、そのときだけの利用となります。民泊施設は、住宅宿泊事業者として県に届出を行いますけれども、届出を行った者は、年間180日を超えない範囲で住宅を活用し宿泊サービスを提供する事業を営むことができるというふうになっております。

そこでお聞きしたいと思います。本町における民泊施設数と民泊施設への近隣住民からの苦情等が寄せられ

ていないか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野企画財政課長。

○企画財政課長（河野 勉君） 民泊施設につきましては、県に届出が必要となっておりますが、町内には民泊施設が本台地先に1か所、千田地先に1か所の計2か所があると認識しております。

なお、当課には直接苦情は寄せられておりませんが、生活環境課には苦情があったと聞いております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、宮崎君。

○3番（宮崎裕一君） 分かりました。騒音に関する苦情があったということでございます。

住宅宿泊事業法により様々なガイドラインが設けられております。法令の第9条関係では、周辺地域住民の生活環境への悪影響の防止に関し、必要事項の説明があります。住宅宿泊事業者は、宿泊者に対して書面の備付けやその他適切な方法により騒音等に関する説明をしなければいけないというところでございます。

そういう中で、先日もありましたけれども、騒音で、1階と2階の住民の方との事件等もあったというようなものがあります。騒音というのはなかなか人に耳障りなところはあのかなというふうに思います。

先ほど述べました一宮町では、令和5年12月に一宮町迷惑防止条例を制定しました。本町も今後、民泊施設等の増加の前に迷惑条例等を制定してはと思いますが、考えを伺いたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上達也君） まず、民泊施設の騒音というところで、初めに答弁申し上げたいと思いますが、昨年8月の話でありましたけれども、深夜の騒音というところで苦情が1件寄せられたところでございます。本件については、警察とも連携する中で、警察サイドにおいて軽犯罪法に基づく指導等の対応も可能という見解をいただいているところです。よって、今後も同様の事案があれば同様に対応してまいりたいと考えておるところでございます。現在のところ騒音の苦情というところでは、この1件以外は寄せられていない状況であります。

次に、迷惑防止条例の関係でございますけれども、議員さんおっしゃられた一宮町と比較しましても、民泊事業者の件数、一宮町では50件の届出がなされているかと思いますが、事業者の件数が少ない点、また、相談件数についても、先ほどのように少ないというところ、また、他法令においても対応可能であるということから、将来的には必要になってくる時期が到来することも想定されますが、現在のところ条例化の考えはございません。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 3番、宮崎君。

○3番（宮崎裕一君） ありがとうございます。分かりました。

一宮町の条例ですけれども、確かにこの条例は民泊だけではありません。条例内容の条文を全部読みますと、騒音、特に犬とかのことも全て網羅をされて、あと公園や砂浜等々での花火ですとか、そういうものも全部網羅をしているのが一宮町の迷惑条例です。迷惑行為を防止することで、全ての町民が健康かつ快適な生活を営

むことを目的としており、生活様式が多様化している現状、先ほど課長の答弁ありましたけれども、ぜひ前向きに検討して、できれば制定したほうがいいのかなどというふうに思いますので、ここは要望をお願いをして、次の件名に移りたいと思います。

農業振興についてちょっと聞きたいと思います。水稻種子の生産についてお聞きしたいと思います。

本町において、坂本、岩川、本台、千田地区において29名の方が36ヘクタールの圃場にて種子生産を行っております。本町は昔から優良な種場、種子生産の産地でありまして、種もみの生産には異形株等の抜取りを行ったり、機械化されていない作業の労力負担が非常にかかります。そういう中で、主食用米等よりは精密な管理が必要ということであり、種もみ、種子は主食用米に比べて少し高値では取引されますけれども、単位面積当たりの売上げは主食用米よりも増えますが、労力と合わないというような印象が、種もみの生産にはあるのが現状でございます。

また、農水省は令和6年度産以降の飼料用米の生産に対する助成金を見直し、コシヒカリやふさこがねなどの主食用米品種での生産については、令和8年度まで支援水準を段階的に引き下げる方針を示しております。

千葉県では、県が進める需要に応じた米の生産に必要な飼料用米のうち、知事の特認品種でありますアキヒカリについて安定供給が重要となってきた状況でございます。このアキヒカリの種子の圃場としては、県内に2か所あります。旭地区の海上で1,900アール、本町で750アールを作付しております。

このような状況の中で、本町における主要農産種子生産における現状と課題についてどのように考えているのか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

石川産業振興課長。

○産業振興課長（石川和良君） 水稻用種子生産につきましては、千葉県主要農産物等種子条例に基づき、県や種子場J Aと協力し、優良種子の生産・確保及び供給に取り組んでいただいております。本町では議員さんお話しのとおり、笠森、坂本、岩川、本台、千田地区にて36ヘクタールの圃場で生産をされております。

課題でございますが、作付面積は現状のまま推移していくと思われませんが、一般農家の主食用水稻の作付面積が下がっていくと、飼料用米の種子生産にも取り組んでいかなければならないのかなと思われま。また、種子生産農家等も後継者、あるいは担い手の確保が課題となりますので、地域計画を策定するに当たり、座談会等を通じて地域の方々からいろいろな意見を聞いてみたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、宮崎君。

○3番（宮崎裕一君） ありがとうございます。分かりました。

各産地でも後継者不足や高齢化から、種子生産現場は非常に限界が来ているというような状況でございます。先ほど答弁ありましたように、地域計画をつくる中で、これからどうなるのかというものをしっかり、本町の農業を考えていただきたいと、話し合っていただければなというふうに思います。

次の要旨に移ります。

県内の種子生産産地ですけれども、本町のほかに鴨川市、それから旭市、君津市の富津、いすみ市と県内5

か所の種子センターがあります。そこで種子の生産と調整を行っておりますが、どこの種子センターも建屋や調整施設の老朽化が進んでおり、県では将来的な種子産地について統合する検討を進めているようです。本町における種子センターも建物は54年を経過しております。各種調整機械も導入から20年を経過しているような状況でございます。先ほど述べたように、県及び関係機関は、圏域での種子センター構想を始めているようですが、まだまだ先は長いと思いますけれども、もし県内での広域な種子センターが構想された場合に、本町への誘致ができないかどうか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

石川産業振興課長。

○産業振興課長（石川和良君） 県内で現在5つの地域で種子生産を実施しており、各種子場JAへ出荷していただいておりますが、各種子場JAの種子用調整施設の老朽化が著しいことから、一元的な調整作業による均質な優良種子を確保するため、広域種子センターの設置が検討されていると伺っております。広域となると、県内で南北あるいは東西と、どのような区割りになるかは不明でございますが、本町の本台にあります全農南総センターの倉庫について、県と意見を交わしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 3番、宮崎君。

○3番（宮崎裕一君） 分かりました。ありがとうございます。

圏域の種子センターがすぐできるわけじゃありません。やっと、建物の老朽化、機械の老朽化から、県内でまとめていこうよというような話になっているようでございますけれども、まだまだ時間がかかるというふうに思います。

しかしながら、もし県の区割りの中で種子センターが遠くになれば、遠隔地に種もみを運び込まざるを得ません。そうすると、現状、生産者の方が負担している費用がさらに運賃等にかさみ、生産者を圧迫するようになると思います。できれば、そういう近場に種子センターがあればいいのかなというふうに思いますので、まだまだ先になると思いますけれども、県や関係機関との意見交換をお願いし、次の要旨に移りたいと思っております。

先ほども述べたように、圏域の種子センター構想が進められておりますけれども、おおむね5年から10年かかるのではないかとこのように思います。建設にはそのぐらいいろいろなことを検討しなきゃいけないと。どこが建物を建てるのか、どこが運営するのかといろいろありますけれども、そのようなことでございますけれども、先ほど述べたように、調整機械が20年以上たっている中で、本町にある種子センターは特にネットパッカーが毎年のように壊れて修理をしているような状況でございます。このままでは優良種子生産に非常に支障を来すというふうに考えております。本町としては、原種代の20%助成を種子組合にしておりますけれども、種子生産にはどうしても計量器、あるいはネットパッカー、こういうものが必要でございます。ぜひ、そういうものについて町として支援できないかどうか伺いたいと思っております。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

石川産業振興課長。

○産業振興課長（石川和良君） 先ほど、県内種子センターの構想があるかと思いますが、現在、町種子生産組合はJA長生の長南支所のほうに出荷し、JA長生はネットパッカーで4キロ袋で梱包しております。このネ

ットパッカーが老朽化により故障し、都度都度修理を繰り返していると同っております。県主要農産物等種子条例は県で制定し、条例の中では、関係団体その他の関係者との連携及び必要な体制の整備を図るものとする
とありますので、種子場JAの機器支援については、県と協議をしております。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 3番、宮崎君。

○3番（宮崎裕一君） ありがとうございます。

今答弁にあったように、種子については県で種子計画を策定し、千葉米改良協会にこの種子計画を立てて自立をしていると、県のほうの事業ということになります。

しかし、先ほども言いましたように、こういう調整施設等が壊れて、もうどうしようもなくなってしましますと、種子生産をやめてしまう方もどんどん出てくるのかなと。またさらに耕作放棄地が増えることも懸念されるような状況でございます。

一番初めに課長から答弁ありましたけれども、人・農地プランが、地域計画に名称を法制化されました。本町として地域農業に関する座談会が今月11日から順次いろんな地区で開催されるというふうになっております。その中で、意見や要望を聞き、地域計画の策定に反映できるように私のほうからお願いをし、私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（松野唱平君） これで3番、宮崎君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午前10時55分からを予定しております。

(午前10時40分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時55分)

◇ 鈴木 ゆきこ 君

○議長（松野唱平君） 次に、2番、鈴木君。

[2番 鈴木ゆきこ君質問席]

○2番（鈴木ゆきこ君） 2番、公明党の鈴木ゆきこです。議長より許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

まずは、昨日の議会中より頻繁に起こる千葉県東方沖地震が心配ですが、災害に対し、備えあれば憂いなしです。能登半島地震では、水がいかに大切かを知ることができました。水がなければトイレに困り、我慢を
して水分を控え、また寒い中お風呂にも入れず、つらい思いをしている方々ばかりでした。だからこそ、井戸がとっても貴重になり、飲み水には適していない我が家の井戸なのですが、大事にしていかなければなら
ないと感じました。

それでは、これから一般質問を始めます。質問事項は全部で4つあります。

1つ目は、選挙の投票率を上げるにはについて、要旨4つで伺っております。

町議会議員選挙の投票率について、直近3回分を調べてみると、昨年は当日有権者数6,597人に対して

69.67%、2019年の投票率は当日有権者数7,048人に対し73.61%、2015年の投票率は当日有権者数7,543人に対し77.26%でした。投票率は毎回下がり、人口も4年の間に毎回約500人ずつ減少していることが分かりました。

地方自治体では、ご存じのとおり首長や町議会議員をともに住民が直接選挙で選ぶという二元代表制を取っており、現在では、満18歳以上に選挙権が引き下げられ投票ができるように制度が変わりました。しかし、残念ながら投票率は上がりません。

そこで、若い人たちに政治に対しての関心を持ってもらうため、要旨1の中学生議会を開催してみたいかでしょうか。過去には2019年、令和元年11月6日に中学生議会が初めて開催されたことが広報紙に載っております。現在は役場庁舎も新しくなり、議場も変わりました。そして、満18歳以上の選挙権にはまだ時間があるので、政治や選挙に対するきっかけづくりにはよい経験になるのではないかと思います。お尋ねいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三十尾教育課長。

○教育課長（三十尾成弘君） 中学生議会につきましては、先ほどお話がありましたように、初めての試みといたしまして令和元年11月6日、長南中学校3年生を対象に開催いたしました。地域や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し行動していく主権者教育を自ら生徒たちは実践いたしました。中学生の視点で気づいたテーマ、高齢者問題や人口の減少などを質問し、担当課長から答弁を聞く中で、町の現状や課題を学びました。

近年につきましては、感染症等の影響で開催を見合わせておりましたが、中学校のほうと調整する中で再開に向けて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 2番、鈴木君。

○2番（鈴木ゆきこ君） 学校もコロナ明けで、できなかったこと、いろいろ予定があると思いますので、なるべく早い時期に実施できるよう要望して、要旨2に移ります。

車を使つての移動期日前投票所を各地域でいつ何時から何時までとしたら、近くだから行こうと思う方もいらっしゃるのではないのでしょうか。また、大人数が苦手の方も、緊張感が違うので行きやすいかと思いますがいかがでしょうか、伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 移動期日前投票所を運営するには人材が必要となりますが、役場での期日前投票所の人員に加え、さらに移動期日前投票所の運営に人員が必要となると、選挙管理委員会や役場職員が人手不足となりまして、移動期日前投票所を十分に運営することが難しくなります。

移動期日前投票所を設置するには、また適切な場所が必要となりますが、適切な場所が見つからない場合もありますので、現時点では移動期日前投票所の設置については考えておりません。

○議長（松野唱平君） 2番、鈴木君。

○2番（鈴木ゆきこ君） 場所探しも厳しいということで、また、限られた人数での仕事に対して、さらなる負

担になるのでとても厳しいことが分かりました。

では、要旨3の投票所までの交通手段のない住民の対応については、どのようにお考えなのでしょうか。高齢者が多い本町では、車を返納された方もいると思いましたがお尋ねいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 本町では、従来からのりあいタクシー事業や福祉タクシー事業を行っておりますので、この制度をご利用いただければと思っております。

○議長（松野唱平君） 2番、鈴木君。

○2番（鈴木ゆきこ君） 町独自のサービス、のりあいタクシーや福祉タクシー、先ほど宮崎議員のときにもありましたとおり、福祉タクシーが2,000円から3,000円にということで、そういう町からのサービスを上手に使い、一人でも多くの利用者が増え、投票所に来られるように、より積極的に、丁寧に周知徹底をしていただいて、要旨4に移ります。

投票所では、緊張している方がいるのではないかと考えられます。私の母の体験になりますが、90歳前後のことだったと思いますが、一宮町の期日前投票時に連れていったときに、ふだんは毎日日記を書いているので、字が書けないとか読めないとか、そういうことは無関係だと思っておりましたが、投票所から出てくるなり、字が分からなくなっちゃったから役場の人に読んでもらったと言われて、えっと私自身驚きました。何で、どうしたの、今までは大丈夫だったのにどうしたんだろうと、すごい焦りもありました。そこで、読めない、字が書けない、書き方が分からないとか、投票用紙に名前を書き間違えてしまって、ああ、どうしようと思ったこと、困り事など、支援が欲しい方に対して、投票支援カードやコミュニケーションボードなどを作成し、誰にでも投票しやすい環境づくりにできないかお尋ねいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 初めに、投票支援者カードにつきましては、代理投票が必要な場合に利用しているカードと認識しております。本町では積極的に選挙従事者の職員が声かけをいたした対応しております。

そして、コミュニケーションボードにつきましては、コミュニケーションに必要な単語や短い文章が記載されておりますので、言語障害を持つ方などがボードを指さしすることで自分の意思や要求を伝えることができますので、投票所でのコミュニケーションを効果的に行うために導入をしてみたいと考えております。

○議長（松野唱平君） 2番、鈴木君。

○2番（鈴木ゆきこ君） 高齢者社会になりつつある本町では、投票所では緊張感が少しでも緩和できるよう、困ったけれども助けてもらい大丈夫だったと安心してもらえる取組を進めていかれるようお願いいたします。

次に、質問事項2番目の農村環境改善センターなど公共施設の点検について伺ってまいります。

農村環境改善センターは、昭和63年には完成しており、利用時には、きれいな施設ができてよかったと私自身認識しております。しかし、コロナでの注射で久しぶりに利用したときには、大分老朽化が進んでいるように見受けられました。また、昨年の長南フェスティバルや今年の成人式などの開催会場としての役割は大きく、また、昔からみそ造りに調理場を使用している現状が分かりました。

長南町農村環境改善センターの設置管理及び運営に関する条例の中の第3条に、改善センターは常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて効率的に運営しなければならないとありました。

そこで、要旨1の施設の点検について、調理場の換気扇の手入れや、先日見学させていただいたときに感じたことなんですが、みそ造りで使う調理器具が耐用年数に対して大丈夫なのかなと思いましたが、その点も含めまして、施設点検について伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上達也君） 農村環境改善センターでございますが、これは毎年、各種の法定点検を実施しております。点検の結果、指摘された事項があれば、その都度対応しながら運用を行ってまいりました。また、館内清掃についても外部への委託というところですが、調理場の換気扇、それから什器の関係、こういったところは対象に含まれておりませんので、先ほどおっしゃられたみそ造りの団体さん、あるいは事務所に詰めております日直、それから私ども担当課職員といったところで協議をしながら対応を重ねてきたところでございます。

本年度におきましても、浄化槽の保守、電気設備、それから防火対象物の点検を既に受けておるところでございます。指摘事項への対応というところでは、関東電気保安協会のほうから指摘がありました配電線路及び受変電設備につきまして、これは令和4年度に予算計上し、繰越しの上、令和5年8月にその工事を完了したという事例がございます。今後とも適切な維持管理に努めてまいります。

以上です。

○議長（松野唱平君） 2番、鈴木君。

○2番（鈴木ゆきこ君） 大切な大切な施設ですので、引き続き維持管理をお願いしまして、保健センターでの調理器具や換気扇も含めた施設点検についてお尋ねいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

金坂健康保険課長。

○健康保険課長（金坂美智子君） 町保健センターの調理に係る箇所の施設点検はということでございますけれども、食中毒を予防するために、厚生労働省が示しております大量調理施設管理マニュアルに基づき、栄養指導室の管理をしております。利用された方には使用後の清掃までお願いし、最後に職員である管理栄養士が点検・確認をしております。

また、調理ができる施設でありますことから、定期的に換気扇や排水口のグリーストラップにつきましても清掃を実施しております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 2番、鈴木君。

○2番（鈴木ゆきこ君） 私の仕事の経験上から、グリーストラップはどうなのかなと思いましたが、管理栄養士が掃除をやっているということで安心いたしました。

グリーストラップとは、排水から流れてきた野菜くずや油物など、ごみがたまる場所なので、衛生上、やらずにいたら悪臭の発生等問題が起り、大変になるところだからです。ただ、グリーストラップは深いとこ

ろにごみが集まる籠があるため、掃除をやる人が落ちないように注意を払わなくてはいけない場所です。2023年8月に広島県の保育園で女性調理員がグリーストラップに落ち、一人で掃除をしていたため、いないことに周りの人が気づくのが遅れ、溺死で命を落とした方がいました。本町でも、管理栄養士が今後も落ちないように十分気をつけるとともに、周りにいる職員も注意を払うようにしていただきたいと思います。また、包丁殺菌庫においても殺菌灯の交換時期がありますので、引き続き管理をお願いいたします。

次に、要旨2の農村環境改善センターにおける和式トイレから洋式トイレへの交換はどのようになっているのかお聞かせください。

私は、長南フェスティバルの開催時に、洋式トイレに長蛇の列が発生しており、和式トイレからの変更が早急に必要と感じましたので、お尋ねいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上達也君） 農村環境改善センターのトイレでございますが、今般、児童クラブ利用者、子供さんですが、等々から要望が寄せられたことから、これに対応するため本年1月に改修工事の契約を完了しまして、3月、今月完成の予定で改修を進めているところでございます。

工事の内容につきましては、1階のトイレにつきまして男女とも従来の和式トイレを取り外しまして、男子トイレに1基の洋式トイレ、女子トイレに2基の洋式トイレを新設するものでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 2番、鈴木君。

○2番（鈴木ゆきこ君） 今では洋式トイレが主流になっておりますので、農村環境改善センター以外の施設においても洋式化がさらに進むようお願いいたします。

質問事項3番目の乳幼児健診の現状について伺ってまいります。

乳幼児健診は、母子保健法で義務化されている1歳6か月と3歳に加え、3か月から6か月、9か月から11か月も国の財政支援、地方交付税措置の対象になっており、公明党は各地で先輩議員たちが自治体独自の乳幼児健診を推進してきました。

そこで、要旨1の乳幼児健診の現状について、本町での取組をお尋ねいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

金坂健康保険課長。

○健康保険課長（金坂美智子君） 乳幼児健診でございますが、赤ちゃんが健やかに育っているかどうかを確認するために市町村が実施する健診でございます。発達や栄養状態の確認、病気の兆候はないかなどを医師や保健師等がチェックいたします。また、成長や健康の確認だけでなく、保護者が育児の面で気になることや不安を相談する場でもございます。年齢に応じて、栄養指導・歯科指導も行い、離乳食や歯磨きの仕方を教えてもらうことも可能でございます。

今、議員さんからございましたとおり、1歳6か月と3歳の健診につきましては、母子保健法により法的義務とされており、それぞれ年3回町保健センターで集団健診を実施しております。

また、母子健康手帳の別冊についております乳児健康診査受診票を利用して、生後3か月から11か月までの

間に3回、医療機関での個別健診を受診することができます。

そのほか、町では生後4か月、7か月、12か月児を対象としました保健師による乳児相談も併せて実施しております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 2番、鈴木君。

○2番（鈴木ゆきこ君） 産後1か月健診は母子ともに出産した産院で実施していることと思いますが、その後の健診もいろいろと実施をされており、子供に対しての伴走型支援が長南町は充実しているなということが分かりました。

要旨2の質問になりますが、落ち着きがない、周囲とうまく関われないなどの発達の特徴を持つなど、不安要素を抱える子供の保護者に対してどのような対応をしているのかお尋ねいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

金坂健康保険課長。

○健康保険課長（金坂美智子君） 乳幼児健診後に発達等の不安を抱える保護者への対応ということでございますが、健診で経過観察と判定されたお子さんについては、保健師などが継続的な相談支援を行うとともに、必要に応じて医療機関、相談機関を紹介するなど、不安を解消できるよう努めております。そのほか、保育所及び長生学園幼稚園におきまして、保育士と連携を図り、健康相談を行っております。言語聴覚士や保健師が向向き、個別にお子さんと会話や遊びを通して発達状況を確認し、健やかな成長の支援をさせていただいております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 2番、鈴木君。

○2番（鈴木ゆきこ君） 不安を抱える保護者に合わせた支援があり、子供と保護者が安心して環境に適応できるようなフォローアップ体制が重要だと思います。引き続き、不安のある保護者支援をよろしく願いいたします。

次に、質問事項4番目の、女子中学生は生理が理由で休めているかについて伺ってまいります。

文部科学省より、令和3年12月に、思春期の女子の月経異常等を早期に発見し、適切な相談や治療につなげることは、児童・生徒等の健やかな成長の観点から重要であるとありました。また、日本若者協議会とみんなの生理では、2021年に生理休暇の導入について、小・中・高でアンケートを実施、その結果、9割以上の学生が生理によって学校を休みたいと思ったことがあるにもかかわらず、68%が休むのを我慢している実態が明らかになりました。

休めなかった理由として一番多かったのが、成績や内申点に悪影響が出ると思ったという回答で、生理によって学校等を休んだ経験のある3人に1人が欠席扱いにされたということでした。自分の意思ではどうにもできない体調不良のせいで成績や内申点が下がるのは、あまりにも不公平ではないかといった声がありました。

そこで、要旨1の生理での欠席日数は受験時に支障はないかですが、大人と違い、中学生だと恥ずかしく、また、男性職員には伝えにくく、体調不良を理由として休むのが多いと思いますが、受験に対して支障はないか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

徳永教育課主幹。

○教育課主幹（徳永哲生君） それでは、生理のお話でしたけれども、生理に限らず、欠席日数が受験をするときに支障とならないように配慮されております。例えば、志願者が欠席が多い場合、年間30日以上が多いと判断するんですけども、その理由を説明した自己申告書というのを自分で記入して提出することができます。これは選抜の資料に加わると配慮されております。また、試験の当日につきましても、生理を含めた体調不良等によって受験ができない志願者に対しては、受験の機会を確保するため柔軟な対応をするようにと、県の教育委員会からも通知されています。ですので、そのご心配はないということでお話しさせていただきました。

以上です。

○議長（松野唱平君） 2番、鈴木君。

○2番（鈴木ゆきこ君） 受験時に支障がないことが分かり大変よかったです。

次に、要旨2の教職員は生理休暇を取れていますかについて伺ってまいります。

私の以前の職場での体験ですが、上司が女性だということで伝えやすかったとは思いますが、生理で体調が悪く、急に休んだり早退したりする後輩が何人かいて、シフト制の仕事だったので人手が足りず、その日は大変だったという記憶がございます。そこで、今回の質問で生理休暇を調べてみると、労働基準法第68条で定められた法定休暇で、生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求したときは、その者を生理日に就業させてはならないと定められておりました。私は今まで、生理痛は薬を飲んで、足元を暖かくして冷えを防ぐなど対策を取り、また職場のみんなにかけてしまうために、休まないよう我慢するのが当たり前だと思っておりました。しかし、月経前症候群、これはいらいらや頭痛、怒りっぽいなど、いわゆるPMSと言われております。また、月経痛を伴う月経困難症など、個人差がある生理痛を我慢するのが当たり前という風潮を変えていくことが大変重要であることが分かりました。

また、政治の女性活躍・男女共同参画の重点方針2021において、女性の生理と妊娠等に関する健康について、生理に伴う様々な困難を相談しやすい環境整備の推進に関する項目が盛り込まれました。

社会全体として生理痛を我慢するのが当たり前という風潮をなくして、法律で定められた法定休暇である生理休暇を、現在、教職員は取れているのか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

徳永教育課主幹。

○教育課主幹（徳永哲生君） 教職員が生理休暇を取得できることというのは、管理職のほうからも十分職員のほうに周知する等、環境整備は行っております。ちなみに、今年度ですけれども、2月までに小・中学校に伺ったところ、生理休暇を取得した教職員は、中学校では今年はまだいないんですけども、小学校のほうでは1名ということで伺っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 2番、鈴木君。

○2番（鈴木ゆきこ君） 先ほども述べました生理休暇は、1947年、労働基準法制定時からある制度ですが、生理休暇を女性労働者が取得できるということが認識されていないことや、男性の上司に相談しづらいこ

と、また、周囲に利用している方が少ないことなどにより、症状が強い場合であっても我慢する傾向があることが分かりました。

健康問題に対する社会の意識を変え、安心して相談できる環境づくりがこれからは必要だと感じました。また、小学校で先生が休みを取れたということを知ることができ、ありがたいというか、いい社会になっているんだなというのを、もう直感いたしました。

以上で質問を終わりにします。

○議長（松野唱平君） これで2番、鈴木君の一般質問を終わりました。

◇ 河野康二郎君

○議長（松野唱平君） 次に、4番、河野君。

〔4番 河野康二郎君質問席〕

○4番（河野康二郎君） 4番の河野です。

議長の許可を得ましたので一般質問を行っていききたいと思います。

まず、今回、平時における災害対策についてという質問になります。したがって、冒頭に、能登半島地震で被災された皆様にお見舞いと、亡くなられた方への哀悼の意を表したいと思います。

また、台風第13号に伴う豪雨災害の復旧・復興に尽力されている町の職員に対しても敬意を表していききたいと思います。

質問に入っていききたいと思います。

関東大震災から100年、阪神・淡路大震災から29年、そして東日本大震災から12年余の2024年、今年、元旦、震度7を観測する能登半島地震が発生しました。昨年11月、地震大国、災害大国である日本は、大災害が繰り返され、南海トラフ・首都直下型地震などの発生は確実に迫っており、大きな地震はいつでも起きてもおかしくないとして、防災・減災のための備えが重要であり、平時のつながりをどう築くか、このことをテーマにしたシンポジウムが開催されました。これは災害時にも誰一人取り残さないという視点で、防災・減災の在り方を考え、自助・共助・公助の位置づけを、自助の積み上げを前提とした共助と公助として、おのおの、この3つの限界を知り、災害のリスク対策を共有化する日常活動、平時の備えにより、おのおのの限界を高めながら、連携・協働する体制を整える必要性が、この中では議論されてきました。

これは、長南町の昨年の台風第13号に伴う豪雨災害や、令和6年の今年の能登半島地震災害の復旧・復興活動における視点であり、教訓化の視点として、防災・減災のための災害への備え、平時のつながりを築くということ 키워ドとした議論を尽くし、取り組む必要があると考えています。

したがって、この一般質問では、前段の視点の下、広範に及ぶだろう大震災を想定し、平時の備えを可能な限り構築し、災害に強い町づくりに向けて、以下、質問していききたいと思います。

1点目は、長南町地域防災計画での地震規模と災害想定の根拠をおのおの伺いたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 本町では、地域防災計画に地震規模及び被害想定を定めておりまして、千葉県が、

近い将来、本県に大きな影響を与える地震を対象に、平成19年度に千葉県地震被害想定調査を実施いたしました。想定地震として、東京湾北部地震マグニチュード7.3、千葉県東方沖地震マグニチュード6.8、三浦半島断層群による地震マグニチュード6.9の3つの地震、そして、平成26年度、27年度の千葉県地震被害想定調査に基づきます千葉県北西部直下地震マグニチュード7.3、大正型関東地震マグニチュード8の2つの地震において実施しました計5つの地震被害想定調査のうち、長南町に最も影響を与える東京湾北部地震マグニチュード7.3を想定条件といたしまして、震度は、おおむね低地で震度6弱、山地で震度5強と予測しておりまして、建物全壊88棟、火災1棟、死者1人、負傷者60人、避難者は発災翌日には2,911人と想定しております。

○議長（松野唱平君） 4番、河野君。

○4番（河野康二郎君） それでは、2点目の質問と併せて再質問をしていきたいと思えます。

2点目の質問については、地震規模と被害想定について、令和6年能登半島地震を教訓化する考えはありますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 令和6年の能登半島地震におけます石川県珠洲市では、地域防災計画を大きく上回る被害が発生しております。この状況を考えた場合に、本町の被害想定を上回る被害が発生することは十分考えられます。

このことから、教訓を生かしていくためには、初動対応に不可欠な情報の収集と共有化、避難所での二次災害防止対策、公共インフラやライフラインの早期応急復旧、自助・共助によります災害時要援護者支援、そして平時の防災訓練など、学ぶことが多く、防災体制を強化し地震災害に対する対策を講じることが重要と再認識をしているところでございます。

○議長（松野唱平君） 4番、河野君。

○4番（河野康二郎君） それでは、再質問をしていきたいと思えますけれども、まず、なぜ令和6年、今年の元旦の能登半島地震の教訓を生かすことが必要なのかということです。先ほど質問の冒頭で申し上げましたけれども、それがこの一般質問の視点だというふうに考えていますので、多少、答弁と重複するところがあるかもしれませんが、私なりの要点を披瀝して、次の質問に進んでいきたいと思えます。

まず1つ目の要点は、大地震の防災は、事前の防備と事後の対応から考える必要があると。能登半島の北方沖を震源としたこの災害は、当初の災害、27年前だというふうに言われていましたけれども、マグニチュード7、想定死者7名というふうにしていたと。今回の災害は、マグニチュード7.6、死者は240名、今朝ニュースで言っていたんですけども、今現在240を超えていますよね。そういうことで、過去の教訓を生かせなかったということが一つ。

一方で、経験したことがないことが起こり、事前に防備しても対応ができなかったのではということ。これは、その次のことと併せて、要するに事前に防備しても対応ができなかったという、それは連続する非常に長い断層が同時に動き、横揺れと隆起、それからもう一つは連続して大きな地震が発生をしていると、そういうことが起きたことから、過去の災害では地盤や地質の悪いところ、そういうところが道路や水道管の寸断につながったというふうに言われていましたけれども、今回はこれが至るところで起きたということです。これ

は、石川県の災害対策にも関わっていた神戸大学の室崎さんという教授が分析していたところです。

それから、令和6年能登半島地震の災害の教訓と対策、これはいろんなところから出されていますけれども、要約すると、市街地の火災、情報収集の遅れが初動態勢の遅れを生じさせた。道路の損壊が物資や負傷者の搬送に支障を来した。情報インフラの機能不全などがあるというふうに、これは言われています。

それから、千葉県の職員4人が珠洲市に派遣されました。この人たち4人が記者会見で感想を漏らしていましたが、千葉も半島なので同じことが起こり得る、日頃の自治会組織との情報共有や備えが重要だと、避難所では助け合い、古い建物の耐震化を、支援遅れの想定が必要だ、行政対応は先手先手が必要だというようなことで、感想も含めて報告を語っていました。

こういう教訓化の視点を持った上で、被害想定を見直す考えはありますかという質問をさせていただきます。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 被害想定の設定につきましては、先ほど申し上げました地震におきまして、千葉県の地震被害想定調査によって設定しておりますので、最新の千葉県の地震被害想定調査が公表されましたら、見直す考えでおります。

○議長（松野唱平君） 4番、河野君。

○4番（河野康二郎君） 一番初めの問い1の回答にありました内容は、地域防災計画、震災第1章第3地震被害の想定にある内容ですね。それに加えて、この防災計画の中には、前提条件に挙げた地震のみならず、あらゆる地震の規模、被害に対応するものとするというふうにしています。

2番目の問い2では、能登半島地震の教訓から、防災体制を強化し、地震災害に対する対策を講じることが重要と再認識しているという、この2つの回答を今いただきました。これを踏まえて、千葉県地震被害想定調査によって設定していることから、即、今の想定については見直すことができないということになっているのであれば、この能登半島地震をはじめとして、最新の想定調査が公表されたら見直すというような考えで回答されたということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 最新の千葉県の地震被害想定調査が公表されましたら見直す考えでございます。

○議長（松野唱平君） 4番、河野君。

○4番（河野康二郎君） 再確認する必要はないと思いますけれども、1問目、2問目で答えていることについてはそのとおり理解していいわけですね。

次にまいります。各所管部署の個別課題について検証し見直す考えはありますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 各所管部署の個別課題についての検証や見直しにつきましては、台風第13号の接近に伴う大雨災害時の対応については課題の洗い出しを行いました。そして、検討の方向性の協議を行ったところでございます。

課題を検討していく上では、令和6年能登半島地震における教訓も踏まえ、この3月から令和6年度にかけて協議メンバーによって定期的に協議の場を設け、見直すこととして進めております。

見直し後においては、区長会や自主防災組織の会議時には共有をし、住民への周知を図ってまいりたいと思っております。

○議長（松野唱平君） 4番、河野君。

○4番（河野康二郎君） 協議を開催したということなのですが、この協議開催に至る経緯、それから、この協議をしている組織の位置づけ、協議内容については概要で結構ですからお答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 台風第13号の接近に伴う大雨災害時の対応につきまして、そのときの課題の洗い出しを行いました。今後の検討の方向性を庁議の課長職で協議をいたしたところでございます。この3月に課長職に諮り、令和6年度において協議メンバーによって定期的に協議の場を設け見直すこととして進めてまいります。

○議長（松野唱平君） 4番、河野君。

○4番（河野康二郎君） 今おっしゃられたように台風第13号、それから庁議ということで、お聞きしましたけれども、この庁議は全課長じゃないんですよね。したがって、庁議では方向性ということを協議したというふうにおっしゃられました。要するに、私が質問しているのは、関係部署がそれぞれの災害時に担う個別課題についての検証と見直しをお願いしたということです。

したがって、再質問をもう一つさせていただきます。防災計画はおおむね課ごとに役割を定めています。平時から所管における計画の実践と具体化に取り組む、そういうものとして、過去の災害等を教訓化し、個別の具体的な課題について検証し見直しを進める考えはありますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 令和6年度に、先ほど申し上げました協議メンバーによって、定期的に協議の場を設け見直すこととして進めてまいりますので、個別の具体的な課題につきましても検証し見直しを進める考えでございます。

○議長（松野唱平君） 4番、河野君。

○4番（河野康二郎君） ここで、本当はたくさん課題はあるんですね。それは、これからそれぞれの所管部署の中で、ぜひ議論していただきたいということ。それは、先ほど来幾つか一般質問に立った議員の中で言われているような課題もあります。この能登災害が前例のないというふうに言われていることをきちんと受け止めていただいて、今、防災計画の中には、正直言っているんなことが盛り込まれています。それを読むとよく分かるんですね。しかし、それをも見直さなければいけないような事態というのが能登半島地震なんですね。

それからもっと言えば、これから議論をしていくところに入っていきわけなんですけれども、実際、台風第13号の中で、この防災計画が具体的にどのように生かされたのかという検証をきちんとしなくちゃいけないということだと思うんですよ。役場の庁内でそういう議論をきちんとして、災害に向き合ったのかどうなのかと

いう、そういう検証をきちんとしなければいけないというようなことで、ここは質問させていただきました。

最後に、その回答を受けた上で、どのような取組をするのかという提言についても行いたいというふうに思っています。

それから、次の再質問に移ります。

最後のほうに、見直し後にということがありました。この回答以外に、区長会や自主防災組織会議等には共有し住民への周知を行ってまいります。これ以外に具体的な取組を考えているというようなものはありますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 先ほど申しあげました庁内のメンバーによって検証し見直しを進めた後には、区長会、自主防災組織、そして住民への周知を図ってまいります。

○議長（松野唱平君） 4番、河野君。

○4番（河野康二郎君） 今までの議論の中でお話をしていきたいと思っています。いつ来るか分からない災害ではない、いつどこで起きてもおかしくない災害として、そして前例のない災害には前例のない対応策、備えが必要です。それは過去の災害、とりわけ台風13号に伴う豪雨災害、この能登半島地震を教訓化する災害対策、防災・減災の平時の取組を進めることが必要だということについては、お互いに認識はできたというふうに思っています。

そのために、防災計画はおおむね課ごとに役割を定めているわけですから、平時から所管における計画の実践、それから具体化に取り組み、過去の災害等を教訓化して、個別の具体的な課題について検証し見直しを進めること。そのために、庁内、それから所管部署である課内、ここにきちんとプロジェクトを立ち上げて、地域防災計画の実践と具体化、マニュアルの整備を含めて災害対策の見直し強化を図る、そういうことを提言したいと思います。受け止めていただけますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 6年度以降、課長等で協議をしておりますので、今議員の言われたとおり、地域防災計画の実践と具体化、マニュアルの整備、このようなことを進めてまいります。

○議長（松野唱平君） 4番、河野君。

○4番（河野康二郎君） 次に、自助・共助・公助に関わる3つの質問を行ってきたいと思っています。3つの質問に対して答弁をいただいた上で、自助・共助・公助についての再質問をしていきたいと思っています。

1つ目は、台風第13号に伴う豪雨災害の対策において、自助・共助・公助による災害対策は機能したのかということ伺いたしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） まず、自助の考え方といたしましては、災害時には自らの安全と生存を確保していただくことが災害対応の基本原則とされており、昨年9月の豪雨災害では人的被害がなく、自己や家族の安全を確保した行動が取られたものと考えております。

共助では、コミュニティーが団結してお互いに支援し合うことであり、この災害で浸水被害を受けた住宅の片づけなどを消防団や自主防災組織、地域住民が助け合いながら実践をしておりました。また、多くのボランティアの皆様が復旧活動にご尽力していただきました。

町としての公助では、避難所の開設や、区長さんの協力を得ながら災害調査を全地区において実施をさせていただき、被害状況を把握いたしました。被災者や地域のニーズに応じて復旧と支援を行ってまいりましたので、自助・共助・公助による災害対応は機能したと考えております。

○議長（松野唱平君） 4番、河野君。

○4番（河野康二郎君） 次の質問にいく前に1つだけ、避難所の開設の問題ですけれども、これは計画の中にはやはり自主防災組織の活用も含めて避難所の管理等を任せるような、そういう具体的な字句も入っています。そういうことが具体的に周知徹底をされているのかいないのかということでの問題も一つあるんだということについて話をした上で、6つ目の台風第13号に伴う豪雨災害における自助・共助・公助の位置づけ、役割について反省点及び課題はありませんかということです。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） それぞれの位置づけ、役割につきましては、地域防災計画の方針としての自助・共助・公助の連携として、災害時には町や防災関係機関のみで対応することは不可能であり、本町の防災基本条例の理念として、自らのことは自らが守る自助を基本とし、地域において互いに助け合う共助及び町が安全を確保する公助に基づき、町民、事業者及び町がそれぞれの責務と役割を果たし、連携を図りながら防災対策を実施すると規定されております。

このことから、今回の災害の反省点と今後の課題といたしましては、災害対応は地域防災計画に基づき、災害発災時の対応や日頃の防災訓練などを行っておりますが、今回の災害では、想定より短時間に大量の降雨があったことから、どのような状況にも対応できるよう、体制の整備と防災訓練の実施に努めていくことが重要と考えております。

災害時には、地域の防災組織の要となります自主防災組織の設立団体を増やしていくことが、災害による被害を最小限にとどめ、地域の防災活動をも活発にさせていただけると考えております。現在、11団体の自主防災組織との協議の場を設けておりまして、また、研修会にも参加をさせていただいておりますので、さらに、地域に一つでも多く立ち上げていただく働きかけをしてまいりたいと思っております。

災害を機に、地域防災力を高めるための取組や平時における防災に関する周知の必要性が重要でありますことから、このたび新たに協定を結びました企業のお力をお借りし、防災訓練を10月に実施する予定であります。防災関係の情報を充実させた暮らしの便利帳を作成し、本年秋には町民の皆様のお手元に配布をさせていただく予定でございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 4番、河野君。

○4番（河野康二郎君） 自助・共助・公助に関わる最後の質問ですけれども、同じく台風第13号に伴う豪雨災害において、行政頼み、人頼みという、私からすれば思い違い、勘違いが蔓延していたというふうに思ってい

ます。その是正が必要だというふうに考えていますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 本町の防災計画において、住民は、自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるための住宅の点検・耐震診断や改修に努めること、住民自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう地域コミュニティの形成に努めること、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与することとされております。このことから、多くの方は自助努力で対応されていたと思っておりますので、自助の取組につきましては、引き続き広報などで周知を図ってまいりたいと考えております。

また、災害時での自助といたしましても、突発な災害が発生することから、災害によって被害を被った際に自らで対処することは困難が生じる場合もありますので、役場に相談窓口を開設するなど住民に寄り添った対応を考えてまいります。

○議長（松野唱平君） 4番、河野君。

○4番（河野康二郎君） それでは、3つの質問に答えていただきました。今、回答された多くは地域防災計画の中に明記されていることです。そのことについて、特に、ここで自助・共助・公助という位置づけで質問しているわけですが、その役割や責務といったものについては、この防災計画に明記されているということについては承知していますし、理解しています。理解しているからからこそ、災害への備え、平時のつながりを築く、そういう意味から、以下、申し上げたいというふうに思います。

台風13号に伴う豪雨災害のレベルでは大過なく対応できたというふうに思っています。令和6年の、今年の能登半島地震級の広域的な大規模な災害の中では機能不全を引き起こすのではないかという、そういう危険性をはらんでいます。つまり、計画があるだけでは極めて不十分だということです。計画に基づいた自助・共助・公助、このことに基づいた災害対策が行えたのかという検証が必要だということだと思います。大規模災害に備えて、何が不十分であって、何が足らなかったのかという計画全般にわたって厳密な検証を行わなければならないということだと思います。要するに、庁内でも十分浸透していない、あるいは町民にもそのことが浸透していない、そういうもの、これはある意味、誤った現状分析の下で、それがもう当たり前のことのように前提として立てられていく。そういうことで検証作業を行うと大規模災害のときに悲劇が生まれるということにつながると思います。台風13号に伴う豪雨災害の対策において自助・共助・公助のおおのに限界があること。このことは、今の地域コミュニティの変化の中で、地域コミュニティ自体が流動化を起している、そういう現実をきちんと見ていかなければいけないというふうに思っています。

したがって、平時における災害への備え、つまり計画の実践、具体化、このことの検証を怠ってはいけないというふうに思っています。その上で住民との共有化を図っていくこと。そこで自助・共助・公助の災害対策の機能を十分に発揮できるんだというふうに、私自身、この台風第13号のときに議会災害対策会議を設置しながら、ある意味関わってきた、そういう実感を正直言って持っています。

この3つの質問は、台風13号に伴う豪雨災害における自助・共助・公助について質問をしたというふうになっています。しかし、質問冒頭の趣旨説明でも申し上げましたように、この課題を考えるということ、この課題というのは、自助・共助・公助を考えることは、能登半島地震の教訓化、その視点が求められているという

ことについては言うまでもないことだと思います。

そこで伺います。平時における計画の実践と具体化の取組が十分ではない中での台風13号に伴う豪雨災害対応であったという現状認識はありますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 防災計画に基づき対応はいたしました。検討課題はありますので、今後検証と見直しを行い、改善を図ってまいります。

○議長（松野唱平君） ここで暫時休憩とします。再開は午後1時からを予定しております。

（午後 0時00分）

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

○議長（松野唱平君） 4番、河野君の一般質問の残り時間は25分20秒です。

一般質問を続けます。

4番、河野君。

○4番（河野康二郎君） 先ほどの終わりのところで現状認識についてお伺いして終わったと思いますので、お願いします。現状認識はありますかということ。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 防災計画に基づき対応はいたしました。検討課題はありますので、今後、検証と見直しを行い、改善を図ってまいります。

○議長（松野唱平君） 4番、河野君。

○4番（河野康二郎君） その上で、先ほども一つ提言をしましたが、もう一つ提言をしていきたいと思えます。その前提として、昨日町長の施政方針の中で、福祉の町づくりで述べられたように、自助・共助・公助のことが言われておりました。

人口減少、少子高齢化が進む我が町にとっては、平時における行政運営に欠かすことのできないツールだというふうに思います。この3つは、災害にとらわれず、そういうものだというふうに認識をした上で、行政頼み、人頼みでは、自助・共助・公助はその機能を発揮することができないというふうに考えています。

そこで提言します。大規模災害時では、行政だけでは立ち往生するという過去の教訓から、行政機関やインフラ事業者の限界を地域で共有化して、自助の積み上げを前提に共助の限界を高め、公からではなく公を助ける、施される公助から対等な立場で町を守る公助へと、その取組を使用して実現していく、そういう地域防災計画における自助・共助・公助に関わる取組の実践と具体化を図ること、加えて台風13号に伴う豪雨災害や、令和6年能登半島地震を教訓化し、その機能を、その機能というのは3つの自助・共助・公助ですね、機能を十分に発揮し、災害に強い町づくりを進める、そういう取組を提言いたします。受け止めていただけますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 今議員がおっしゃられました自助・共助・公助、その3つの機能を十分発揮していただくような災害に強い町づくりを目指して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（松野唱平君） 4番、河野君。

○4番（河野康二郎君） それでは最後の質問のほうに移ります。

災害時の備えとして、地方公務員の採用難から、とりわけ専門職である土木職員不足は、インフラ整備や災害対応に影響を及ぼすこととなりますが、その対応策を伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 土木職員の採用につきましては、令和5年に1名の採用をいたしました。今年度の採用試験では新卒者1名の採用を決定し、また、会計年度任用職員として経験者1名の採用を決定しております。

○議長（松野唱平君） 4番、河野君。

○4番（河野康二郎君） 土木職について、我が町では不足はしていませんか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

佐久間副町長。

○副町長（佐久間静夫君） ただいま課長のほうから答弁いただきましたが、昨年度、本年度と計3名の職員の採用ができました。現在の建設課の職員数から見ると、人数的には充足してきているかなというふうに感じております。しかしながら、経験年数の浅い職員ですとか、今後退職していく職員もいること、また、建設課だけでなく、ほかの部署でも土木職員が必要とされるところがございますので、引き続き計画的な採用に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（松野唱平君） 4番、河野君。

○4番（河野康二郎君） 今、そういう意味で採用が3名あって、充足をしているということですが、将来にわたってそのことが続くという保証は一切ありませんよね。今の現状からいえば、ますます先細りしていく、あるいは土木職の仕事さえも事務職が肩代わりをしていかなければいけないというような、そういう状況に今現実にはなっているというふうに思います。だから、今年の問題ではなくて、これ以降どうするのかということについて、やはり考えていかなければいけないんじゃないかというふうに思っています。

この能登半島の地震でも復旧作業に係る人員が絶対的に不足をしている。先ほども私が言いましたけれども、今地方では人口減少だけではなくて、技術面でも過疎化がどんどん進んでいると。民間企業でいえば、人材が確保できなくてその部門のサービスが悪化すれば、自然淘汰されて潰れるわけですよね。しかし、自治体の場合は潰れるわけにいかないわけですね。したがって、将来的な展望をきちんと持っていき、そういう意味では、私の質問に対して、これからの影響やあるいはこれから対策をどう立てていくのかということについて、考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 現在は、確かに人数的には充足してきている現状はあります。議員がおっしゃるとおり、今後5年、10年と先を見たときには、やはり計画的な土木職の採用を行っていかねばならないと認識はしております。

○議長（松野唱平君） 4番、河野君。

○4番（河野康二郎君） そういうことですね。したがって、将来に向けてどうしていくのかということについて、検討も含めて提言を2点したいと思います。

1つは、現状は専門職以外の人材を登用せざるを得ない状況、これからは当然なっていくと思います。したがって、入庁後に学び直し、要するに外部の受講制度なんかも含めて、これは職場で育てるということも一つはありますけれども、それは正直言って限界があるというふうに思うんですね。したがって、外部の受講制度などを含めて学び直しを可能とするシステム、それから自治体間で専門職員を共有するシェアリングシステム、自治体間で共同事務を行う制度みたいなものについて、制度化をしていくという、そういうこと、これは非常にまだ公務員の場合は兼業が禁止されていますから、2つの自治体に就職することはできないと思います。

今、広域圏組合みたいなものをつくればというのがありますけれども、即対応ができない、あるいは幾つもの自治体でシェアリングをするということが必ずしも適しているということではないと思いますので、そういうことも含めてここでは検討の必要があるんじゃないかと、そういうことについて。ぜひその検討について進めていってほしい。

2点目は、公共のために役立ちたいと、要するにパブリックモチベーションというふうに言われていることや、都市に対する市民の誇り、自身に関わり地域をよくしていく、当事者意識に基づく自負心、要するにシビックプライドを尊重して醸成する職場風土や人事制度、政策立案のチャンス職員に与えるなど、そういう職場づくりによって、離職対応や会計年度職員採用、中途採用制度などの検討も併せて進めていく必要があるんじゃないかという2点について、提言として申し上げたいと思います。

それで触れたいのは、検討というのは、そのとおりの意味で、よく検討しますというふうに言ったらやらないよというふうに言われるというようなことがよく言われましたけれども、そうじゃなくて、文字どおり検討をしていただきたいということで、提言をしていきたいと思います。

これについても受け止めていただけるかどうかをお聞かせください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 私ども、今回のこの答弁の中で検討というような言葉も出てきたかとは思いますが、検討が出てきたんですけれども、その検討というのは、前向きに考えて対応していくということでの言葉と申していただきたいと思います。

○議長（松野唱平君） 平野町長。

○町長（平野貞夫君） 今、河野議員からいろいろ提言がございまして、確かに専門職、とりわけ土木職については、募集してもなかなか手を挙げてくれないという現実があります。これはどこの自治体もそういう傾向にあるというふうに聞いています。恐らくそういう土木の専門課程を担う高等学校のそういう分野が少なくなっ

てきたのかなというように、その逸材がなかなか確保しにくいというように、そうはいつでも自治体にとっては、土木行政は欠かすことのできない事業でありますので、何とか確保していかなくちゃいけないということで、またご提言があったように、近隣の首長さん方と何かいい方法はないかどうか、検討してみたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 4番、河野君。

○4番（河野康二郎君） ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、この災害に備える、このことは決して災害が起こらなければ無駄になるようなことだというふうには考えていません。地域防災計画の実践と具体化ということを繰り返しました。自助・共助・公助を機能させて、防災・減災に取り組むことは、これはすぐれて行政の役割、仕事だということだと考えています。災害という非常時において、住民と町を守り、その平時の備えを担う職員の働きは、日常における行政職員としての資質の向上、そして誇りを醸成することにつながると確信しています。そしてそれは職場風土の向上にもつながっていくというふうに考えています。職員の皆さん、管理職の皆さん、多忙な中であっても計画的にこのことを進めることはできるというふうに思っています。ぜひ取組のほうを前進させていただきたいと思います。

以上、これまでの議論の上に立って、地域計画の中でも必要があるときは速やかに修正をするというふうに行うたっていますので、防災計画の検証、見直しを行って、災害への備えとしての平時のつながりを築く、具体的な取組の実現を4点の提言を行った上で、私の質問を終わりにさせていただきます。

○議長（松野唱平君） これで、4番、河野君の一般質問は終わりました。

◇ 加藤喜男君

○議長（松野唱平君） 次に、10番、加藤君。

〔10番 加藤喜男君質問席〕

○10番（加藤喜男君） 10番の加藤でございます。議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

昨日から震度4の地震が2回もありまして、これ以上大きな地震が来なければいいなと思うところであります。この質問中にも地震が来るかもしれませんので、非常に危惧しておるところでございます。

それでは1番目の質問ですが、環境問題についてということで、報恩寺地先の精製工場の現状についてということでございます。

前回の議会でもお聞きしたわけでございますけれども、ちょっと時間が過ぎまして、いろいろな情報も入ってきましたので、再度質問をさせていただきます。

町としましては、町民の健康、生命、財産を守っていくことは重要な仕事でございます。そこで1つ目の質問としまして、今言いました報恩寺地先の精製工場の現状についてお聞きします。

前回もお話しておりますから、多くの方はご存じだと思いますが、報恩寺地先に廃タイヤから油を取り出す工場があるわけでございます。この工場はその昔、ダイヤモンドエネルギーという名前で始まった会社のよ

うでございまして、その後何回か会社が替わりまして、最近では、つい最近まで株式会社インパクトという会社があったんですが、その会社が今は株式会社Returnableという名前の会社になったようであります。この株式会社Returnableは、前身の株式会社インパクトの事業を引き継いだということのようであります。

この工場で問題があったということで、今回問題にしておるわけですがけれども、前会社の株式会社インパクトの時代に悪臭と爆発音がしたということで、住民が不安に感じた。このために町、住民は株式会社インパクトに対して説明を求めて、昨年5月31日でしたか、説明会が役場の第1会議室で行われました。そして昨年末の11月30日には、現在の所有者である株式会社Returnableによる住民の説明会が行われたところであります。私も情報がありましたので参加をさせていただいたところでございます。

この際、私、社長にお会いしまして、どうか工場を見学させてくれないかということが終わった後に話をしましたら、社長は快くいいですよということで、今年に入りまして1月に2回の見学会が催された。1回ごと、総勢二、三十人はいたかなという感じでございまして、写真を撮っていいですかと言ったら撮っていいですよということで、結構オープンに工場内を見させていただきました。恐らくあの施設に一般の人が入って見るのは、長い歴史の、あの工場でも初めてじゃないのかなという気がします。途中何回かあったかもしれませんが、私は初めて拝見させていただきました。

この見せていただいた装置、機械は、実験プラントをちょっと大きくしたかなというような形であります。同社では、これでデータを取って次に大きいのを造るんだということで、たしか社長が話しておりました。データを取り終えておるので、もう基本の設計は終わっているというような話もしたというふうに思っております。

この装置やこのような技術で採算が取れるのかというようなことを思うわけですが、採算については我々の心配するところではないわけでありまして、問題は近隣周辺等に対する騒音とか、臭いとか、排水とか、産廃とか、また爆発とか事故とか、そういうものの心配をしているところでございます。

一般的な話でございましてけれども、タイヤから油を取るということを考えておるわけですがけれども、タイヤの中には、タイヤに弾力性をつけるために硫黄、燃やすとすごい臭いがしますね、硫黄を添加しまして、それでゴムの性質を造るということで、全てのゴムと言ってもいいでしょうけれども、何がしかの硫黄分は含まれておるといのがゴムで、そのゴムを使ったのがタイヤだということになるわけであります。

この硫黄分が含まれたタイヤから油を取り出すわけですから、取り出した油の中には、量をはっきりは分かりませんが、硫黄が入っているということ、またこの油と接触した水といいますか、水分といいますか、そこにも硫黄が溶け出してくることもあり得るんだというふうに思います。

同社では、工場に必要な電力は東京電力から買ってないようでございまして、ディーゼル発電機の大きいのがありまして、これを常時回しておるということで、将来的にはこのディーゼル発電にも作った油を使ってエンジンを回すんだということを言っておったと思います。

この油に硫黄分がなくて、普通の軽油に準じるような油が取ればいいわけでありましてけれども、どう装置を見ても、最終工程を遠心分離で油と分けるんですけども、これで硫黄が取り出せるのかなというようなところに疑問は出たわけでございます。とすれば、この油をディーゼル発電機のエンジンに回したとすれば、排気ガスには当然硫黄の酸化物が出て、大気を汚染して臭いも出てくるだろうということになるかもしれません。

このほか幾つか見学をさせていただいて疑問はあるところがございますけれども、現在、町がこの工場について知り得ることの状況をまずお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上達也君） 報恩寺地先の精製工場についてでございますが、前回、12月議会定例会におきまして、11月30日でしたかね、説明会を踏まえて、新会社への事業譲渡がなされたこと、また譲渡後の会社において工場見学会を主催する、実施するという予定である旨の答弁をさせていただきました。

その後の進捗でございますが、ご案内のとおり会社側の主催によりまして、1月18日、それから25日の両日、工場見学会が開催されたというところでございます。ここには、地元の皆様方をはじめとして、警察、消防、それから県税事務所等の関係機関もお集まりいただく中で、意見交換も行われたというところでございます。

もう一つは、その工場見学会の後の話なんですけど、地元の皆様方におかれては、本件を踏まえて地元の集まりと申しますか、協議をする時間が設けられまして、事業者との間で協定を締結すべきだという旨の意見が寄せられたというところであります。協定を締結したい旨、当該事業者のほうにもその意向は伝えられている状況でございます。

現在のところ、私どもで認識をしているのはこのところまででございます。その後の対応については、いまだ協議中ですので不明といったところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） 今、課長がお答えいただいた中で、見学参加者の中に県税事務所がいたということで、すけれども、これはどういうふうなことで考えたら、勝手な考えでいいんですけども、どういうことなんでしょうかね。分かれば。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上達也君） 県税事務所の関係でございますけれども、県税事務所さんのほうでは、揮発油税に係る課税対象かそうでないかというところ、この見極めというところでご参加をいただいているというように認識をしております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） 揮発油税ということで、軽油に1リットル二、三十円税金がかかっておるわけでありまして、昔聞くとところによりますと、この会社の前身の、この前の会社ですけれども、あの工場の前にタンクローリーがいっぱい並んでいたというような話を聞いて、何をやっているのかなということで、あまり事故もなかったんで問題はなかったんですけども、どうも税金絡みがこの会社、この工場は昔からあるなというふうな感じで勝手に思っております。分かりました。

今、課長の答弁の中に、同社と町、地区とで協定を結ぶという話もあり得ますという話であります。これぜひとも協定、覚書等、結んでいただきたいと思うわけでありまして。どうしても先ほどから話していますとおり、

この油を燃焼させますと今ディーゼルエンジンを回すかもしれない。もう一つは燃焼窯がありまして、これから油が出てくるんですが、その窯を温めるバーナーにもこの燃料を使いたいと言っているわけです。ですから、この2か所からこの燃料が外に出てきて、硫黄酸化物も出てくる可能性が高いと思っています。

またこの会社は、いろいろ分離した残渣の問題とか、先ほども言いましたが廃水の中に硫黄分が含まれてくる可能性があるんで、その廃水をどうするのということもあります。その点、騒音とかいろいろ全体を網羅して同社と協定を取り交わしていただければなと思います。

同社も社長が替わりましていろいろオープンになりまして、よろしいわけでありまして、先ほども言いましたが、もうかるもうからないは向こうの先方さんの勝手でありましていいんですけども、我々としては、住民、町に公害がないということが住民の生活環境を守る上で一番大切なことであろうかと思っておりますので、その辺十分に検討していただきたい。

またいつ地震が来るかも分かりませんが、大きな地震がまたここですぐ来るかもしれませんけれども、この工場には燃料タンクの大きいのが何個もあって、1個しか使わないというようなことも言っていたと思いますが、これは分かりませんよね。地震で、防油堤がありますけれども、その辺ももしタンクが壊れて、中の油が流出することもなきにしもあらずということでもありますので、その辺、同社と十分検討して盛り込んでいただければと思いますので、これが報恩寺の関係でございます。

いつ頃ぐらいまで、協定をもしやるとすれば、考えていきたいと思っているのか、考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上達也君） まず1つ目、先ほどの私の答弁の中で、県税事務所の関係で揮発油税と申し上げましたけれども、軽油引取税が正しいということでございますので、1件訂正をさせていただきたいと思っております。

それから、今回のご質問の協定の時期というところではありますが、今のところ具体的に何月何日という予定は、めどは立っておりませんで、今回事業者側で予定しておる商業稼働と申しますか、本格的な生産に入る前にというところは認識してございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） 同社に限らず似たような工場が町内にあるのかどうかというのも気になる場所なんですけれども、そこでどういう、何か協定でも結んでいるのかなというのがまたあれば、ちょっと調べていただいて、化学工場ですからそれなりのもも持っていますし、爆発燃焼するものを造るわけですから、ちょっとほかの工場とは違うかなと思いますので、この辺ひとつよろしく進めていただきたいと思います。

この件については終わります。

次に移ります。

前回質問で、ちょっと時間切れで今回に回させていただきました。通称LGBT理解増進法と言われる法律が昨年6月にできまして、この法律、地方自治体とか学校に関係しますので、施行後の状況について、町長、

教育長にお聞きするものでございます。

またちょっと長くなりますけれども、私もこの法律について勉強中なところでございまして、全てを理解しておるということではございません。とんちんかんなことを聞くかもしれませんが、よろしく願います。

このLGBT理解増進法ですが、正式名称ではなく、正式には性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律と、長い法律になっております。この法律は、ご存じない方も多くいらっしゃるかと思います。自民党の中では、この委員会等あったようですが、この法律についてあまり賛成の意見はなかったというふうに聞いておりますが、そして見送りになってきておったということで聞いておりますが、昨年6月のG7広島サミットの直前に短期間の審議によって国会を通過した、成立しちゃったというような法律でございまして。

この法律の中にLGBTという記述はないのでございますが、このLGBTとは説明しますと、英語のアルファベット4文字を並べたものでありまして、Lはレズビアン、女性の同性愛者、Gはゲイ、男性の同性愛者、Bはバイセクシュアル、両性愛者と言うようではありますが、Tはトランスジェンダー、男性で生まれたが女性であると認識している人またはその反対ということです。

これら社会的に少数派と言われる人たちのことを理解してあげましょうという法律のようであります。この法律の基本的なスタンスとしては、理念法ということでありまして、国や地方自治体、企業などに問題の解決に向けた取組を促す法律のようですが、国民に新たな権利を与えることや罰則について定めた規定ではないというもののようです。

この性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律は12条から成る法律でございまして。1条の目的に、「この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする」と、非常に長いことでありまして、第2条もありますけれども飛ばしまして、これ全文を読んでいるわけにはいきませんが、この中で国の役割、地方公共団体の役割、事業主等の努力が規定されており、事業主等の努力の中には学校、学校といえますのは幼稚園、小・中学校、義務教育学校、高校、特別支援学校、大学、高等専門学校等においても理解の増進に関する施策に協力するように求められているわけでありまして。

そこで今回、町と教育委員会にお聞きするわけですが、まず町長部局にお聞きします。この法律の第5条では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする」というふうにうたわれております。町行政に対して県等から何がしかのアクションを取れというような連絡があったかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野企画財政課長。

○企画財政課長（河野 勉君） こちらの性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律は、先ほど加藤議員さんからお話もありましたとおり、令和5年6月23日に公布されまして、同日施行されました。

この法律は、一人一人が、人格と個人を尊重し合いながら、その人らしく活躍することができる社会、多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としております。また、県においても昨年12月に、千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例というものが公布されまして、本年1月から施行のほうがされております。この中で、県と市町村の連携というところで、誰もが活躍できる社会の促進に関する施策を実施する場合、市町村と連携することとされておるわけなんですけれども、現在では特段県からどういふことをやってくださいというお話は来ておりませんので、今後、国ですとか県を通じて、連携をこういふことで図ってほしいというものが来ましたら、対応していかなければいけないのかなと、そのように考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） ありがとうございます。県で条例が、条例の文面は今全部書いてありませんけれども、できたということで、あと市町村と協力しなさいというような感じですかね。ということは、また市町村に条例をつくりなさいということが恐らく来るんでしょう。そのときにまたちょっとお聞きしますので、ありがとうございます。

次に、教育委員会にお聞きするわけでございます。10条第3項では、「学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする」というふうに規定されていると思います。

ではここで一番私が心配しておりますのは、LGBT4種類ございますけれども、最後のT、トランスジェンダーと言われるあれでございまして、具体的には、男性の体で生まれたんですけれども、自身の性別は女性であると認識しちゃった人、反対に女性の体で生まれましたが、自分は性別は男性であるというふうに認識している人、このTが問題だと思うんですね。

このトランスジェンダー問題は、今後トイレの使用方法とか、お風呂、公衆浴場等で問題があるわけでありまして、回答をいただく前にもうちょっと話しますけれども、諸外国では、これはカリフォルニアの話なんですけれども、コロナ禍の前の11歳の女兒が学校で性教育を受け、LGBTにまつわるイデオロギー的な用語などを先生たちから教えられたそうです。その後、ネット等で知り合った人たちなどから洗脳され、自分が男だと思ってしまうようになった。幸いにお母さんが弁護士ということだったようで、反撃法といいますか、対処法が分かっていたので娘を守ることができたんだと言っています。

弁護士のお母さんによれば、思春期の子供はいろいろな悩みを抱えるので、自我が確立するまでに不安定になることもある、それが、子供が自分の性別を倒錯、逆に思っちゃったりする、ここが根本の問題だそうです。そういうようなことで、学校等でカウンセリングを受けさせるのですけれども、母親が娘を息子と認めないの

は虐待だと言われてしまう。さらには、家に警察とか児童相談所の担当者まで来ることになる。母親によれば、20年前はトランスジェンダーなんていう言葉がそんなになかったと、それがこの20年で症例が5,000%というんですからすごいんですけれども、増えている、あたかも感染症のように広がっているというふうに言っておりました。

これらのことは学校の教育の影響が大きいようです。例えば、自分の性に違和感を持ったり、女の子用の服が好きな男の子を、女の子が好むものを好きな男の子として扱うのではなくて、あなたは実は女の子じゃないのというふうな方向に誘導する。そして親に黙ってLGBTの団体に連れていき、あなたの居場所はここですよというような、これを認めない親はあなたの敵ですとか、いろいろな洗脳をしていってしまう。そして、子供は自分がトランスジェンダーであると知った場合、一方がその性自認を認めると言えば親権も取れるんですけれども、それを認めないという親の親権を、義務を果たしていないということで親権を奪われてしまうというようなこと、これはまだ日本でこれがあるということではないんですけれども、一応さっき言ったとおり、どこでしたか、ロスでしたか、カリフォルニアのほうの話ということでもあります。

長くなりましたが、この法案では、学校の児童・生徒に対し、性的指向及び性自認の多様性に関する教育を行う旨の定めがあります。県教育委員会等から運用指導方法等について通知が来ているのか、教育委員会、学校の状況についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

徳永教育課主幹。

○教育課主幹（徳永哲生君） LGBTに関する教育についてですけれども、人権教育の一環として捉え、実施しております。

現在使用している例えば中学校の教科書では、公民では、性の多様性の理解について、家庭科では、多様な人々が暮らす地域、保健体育では、性の多様性などが扱われています。

既に平成28年に、文科省のほうからの通知がありまして、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童・生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」というのがありまして、学校生活での支援としては具体的に次のようなことが考えられます。1つ、自認する性別の制服や体操着の着用を認める、2つ、男子について標準より長い髪型を一定の範囲で認める、3、今お話もありましたけれども、職員トイレや多目的トイレの利用を認めるというようなことで、具体的な対応として幾つか考えられることがあります。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） 皆さんお聞きのように、学校ではこの法律ができる前からこのような関係、性の多様性と先生おっしゃったかな、性の多様性についていろいろ人権絡みのこともあって進めているんだということで、この性の多様性というのは、これはどういうことで考えたらいいでしょうかね。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

徳永教育課主幹。

○教育課主幹（徳永哲生君） 先ほど加藤議員のお話にあったような内容だと思います。自分がどういうふうに考えているかということもありますし、同性とか、先ほどお話ありましたよね。その内容と捉えております。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） これ、教育問題、非常に難しいですよ。この問題は特に難しい。

さっきも言ったとおり、ちょっと女の子の服が好きだということで思っている男がいたとしても、下手すると女にさせられちゃうかもしれない。何か非常に難しいところがありまして、あまり僕はこれ好きじゃないんですけども、LGBTが進んでいる国は、スペイン、デンマーク、オランダがトップにいまして、フィンランド、スウェーデン、ノルウェー、カナダ、フランス、ドイツが続く。アメリカやイタリア、日本というのはちょっと遅れて、この法律に関しては先進国でも下位のほうだというふうに発表されております。

我々日本は、このスペインからずっとフランスとか、スペイン、デンマーク、オランダ、フィンランド、スウェーデン、ノルウェー、カナダ、フランスなどと宗教が全くもう地球の反対側で異なるわけでありまして、日本には元来宗教的にLGBTを差別するというような文化はないと言われております。

そもそも日本では憲法第14条で「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」といっています。また日本では西洋と異なり、性的少数者に対しては寛容な国でありまして、あえて理解を増進、法制化を必要とする国ではないとの意見もありまして、私もこれに賛成をするものでございます。

この法律、議員立法で、昨年6月に自民、公明、日本維新、国民民主の4党が修正して国会で審議そこそこに成立してしまいました。恐らく、いろいろ聞くところによりますと、外圧の影響が大きいということも聞きます。日本において必要なのかなということでもあります。

一例として、言ったかもしれませんが、三重県桑名市の温泉施設の女湯に男が侵入しまして、桑名警察署はその無職の男性を現行犯逮捕したと、でもその男性いわく、心は女性なのになぜ女子風呂に入っちゃいけないのか理解できないというようなことを言って、これがニュースになったわけでもあります。

今後女性用化粧室等にも女性と称する男性が出現するかもしれないと、また旅館等の温泉施設についても、私は男の格好をしているけれども女性なんだというようなことを言って堂々と、入れないと人権の侵害だということを、最後はこの人権人権というのが非常に効いてきちゃうんですけども、そういうことになるということも考えられますかねということ、質問は、私も勉強中なので、はっきり言いませんけれども、また次回状況によってはお聞きしたいと思いますが、教育長、この関係についてひとつご意見があればお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

糸井教育長。

○教育長（糸井仁志君） LGBT法案、俗称LGBTと言われていますが、これについては、学校教育で捉えたときには、もっと広い範囲で人権の尊重、そういう観点から捉えていくべきであるというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） 今も言いましたとおり、今後の学校の状況をよく見させていただいて、またその都度質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、学校給食についてお聞きいたしましょう。学校給食の調味料等についてお聞きするわけでございます。子供は国の宝でございますから、大事にしなくちゃいけません。本町でもここ数年の誕生した子供の数を聞きますと20人前後と、十何人から二十何人、1クラスやっとできるかなということぐらいで、もう倍いるといいなと思うところがございます。子供の減少が国の存亡を危うくしているところでもあります。これについては皆さんご異論のないところだと思います。

この少なくなる子供をいかに健康的に育てるかというのは大人の仕事、役目です。この子供が将来的に健康を害することがあると、国家としても相当な被害が出てくると、将来的に大きな問題が生じますということでもあります。

ところで、日本の医療費は令和3年度で45兆円、5年度では50兆円ぐらいになるかと言われていています。1人当たりの医療費、年間50万ぐらいということで、子供たちはこの不健康が、子供たちの不健康は今後の医療費にまた関係してくるというわけです。

一方、日本の防衛費は令和6年度予算で8兆円と、これは米軍の再編関係費を含むようですが、いかにこの医療費が高額であるかというのが分かるわけでございます。

この医療費ですが、日本では生活習慣病である高血圧や脂質異常、心筋梗塞、狭心症、肝疾患、がんなどの生活習慣に起因する病気が一般診療医療費の約3割を占めるということでもあります。問題は、この生活習慣病が、以前にもお聞きしましたが、児童・生徒に増えてきているということが問題であります。この生活習慣病という名前となっておりますから、生活習慣を直せば治すことができるという専門家もいまして、私もそのとおりだと思っているところがございます。

生活習慣の中で重要なものは食事であります。どのようなものを食べるか、どれだけ食べるか、または安全なものを食べているかが重要だと思っています。食べ物、食材は非常に重要でありますけれども、このほかに、別の話ですが、日本では約1,500種類の添加物が認められてしまっていると、欧米ではこの半分以下もないと思います。要は、日本は添加物天国だということを言っております。これも大きな問題だと思うのであります。

今回の質問は、料理に不可欠な調味料にちょっと的を絞ってみました。調味料といいますのは、砂糖、塩、酢、醤油、みそ、さらには酒、トマトケチャップやウスターソース、マヨネーズ、ドレッシングと、ルウとか油とか香辛料、うま味調味料など、非常に広範囲にあるわけでございます。

この調味料はいろいろ、ピンからキリまでであると思います。昔ながらの醤油と、何か分からない合成したような醤油とか、醤油といってもピンからキリまである。砂糖もそうでしょう、塩もいろいろあると思います。昔ながらの安全な原料で安全な方法で作られたものを子供たちに使用するのがよいと思うんですけれども、各種調味料について、どのような基準で今選定をされておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三十尾給食所長。

○教育課長（三十尾成弘君） 学校給食におきます調味料につきましては、化学調味料や食品添加物の使用をできるだけ避けて、安全・安心な学校給食の提供に努めております。具体的に申し上げますと、無添加の顆粒調味料や煮干し粉、肉や野菜などから取りました煮出し汁、これらを併用する中で工夫をして調理を行っております。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） 今お聞きしました。なるべく、これお金が高くてもしようがないですね。安い塩よりはいい塩、ミネラル分がいっぱい入った海水から作った塩を使ってもら、砂糖も真っ白になった砂糖なんて、もうほとんど栄養が抜かれておるようであります。ミネラル分が抜かれている。じゃ、茶色い砂糖は高いと、黒糖とかいろいろありますけれども、本当のミネラル分、栄養素を含んだものをなるべく、お金がかかってもいいですから使っていつてもらいたいと。塩でいえば、NaClでもうほとんど100%化学で使うような塩であとは何も入っていないんだというような塩でも困るというようなことを思います。また、ほかの使用するものについても十分吟味していただいて、本物、昔から伝統の本物を使うようにしていただきたいとします。

教育長、これどうでしょうか、やっぱりお金がかかりますか、いいものを使うと。ちょっとお考えがあればよろしくお願ひします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

糸井教育長。

○教育長（糸井仁志君） その値段についての詳細は把握しておりません。しかし一般的に天然のものとかは手間がかかりますし、高価になるものだと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） 次にまいります。児童の一時預かりでしたかね。

町では、長南町放課後児童クラブ設置条例によって、授業後に長南町放課後児童クラブで児童を預かる事業をしておるところでございます。運営要領の第2条2項によれば、対象児童は保護者の傷病、災害、出産、介護、不規則な就労等により、緊急または一時的に家庭での保育が困難な児童となっております。

その一時預かりですが、実施要領の第8条には一時預かりの要件が定められて、第1項1号には、利用しようとする児童クラブの定員に空きがあるときとなっております。

今回お聞きしますのは、定員40に対して40人入っちゃっていたような場合と、なおかつ登録がまだされなかったというような保護者が本当にいつも必要なかったんですけども、どうしても迎えに行けないとか、見ていられないというような事態が生じた場合のケースでございます。このような保護者から緊急事態によって、預かりを要請された場合に、町はどのように対応しようと思っているのか、お聞かせ願ひします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

長谷福祉課長。

○福祉課長（長谷英樹君） 放課後児童クラブでは、議員のおっしゃるとおり、一時的に放課後児童クラブを利用したいという方向けに、一時預かりという利用方法があります。この一時預かりにつきましては、あくまでも緊急的な措置であることから、利用する際に定員に空きがあること、また利用は月7日以内であることと定められており、利用する可能性がある方には事前に登録をお願いしております。

現在、この児童クラブの登録者は、一時預かりを含め全体で93人となっておりますが、日によっては病気や家庭の事情により利用しないという児童もいますので、1日当たりの利用者は定員の40人前後で推移している状況でございます。

近年、この登録者数や1日当たりの利用者数につきましては、年々増加傾向となっていることから、通年で利用する児童の安全面を最優先とするため、来年度の募集につきましては、一時預かりの事前登録を中止とさせていただきますところでございます。

急用でどうしてもお子さんを預ける必要がある場合につきましては、その日の受入れ状況により、通年で利用している児童の安全面を確保した上で、可能な範囲で対応させていただきたいと考えておりますので、ご理解いただければと存じます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） ありがとうございます。安全面を十分確保した上で、そういう方も年に1人や2人いるかもしれないので、臨機応変に対応していただければうれしいなということで、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

次に、防災対策についてお聞きをいたします。

先ほど河野議員も防災対策を、防災関係でいろいろ質問がございました。今回私は防災対策、窓口が広くて、いろいろなところであるわけですけれども、今回は非常食の備蓄ということに絞ってお聞きしたいと思います。

この元旦に能登半島で大地震で、お亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げます。

我が房総半島も昨日、おとといから大きな地震が来まして、震度4まで、今日の朝方来てしまいました。今後どうなるか分かりませんが、いずれにしても周期的、定期周期で大きな地震が来るというのは、これは常識でございまして、備えをしておかなくちゃいけない。その備えの中で今回は備蓄、非常食ということを考えてお聞きするものでございます。

災害については、地震や風水害が主なものですけれども、被災後、電気が来ない、ガスが来ない、水道が来ないというようなことで、家は何とかもったということで、能登半島のようにごちゃごちゃになっちゃもうどうしようもありませんけれども、家は何とかもっているというようなことで、泊まることはできるけれども、備蓄がないということで困るということが心配されるわけでありまして。

災害の、被災後の対応としましては一人一人がです。また家族が取り組む自助が一番大切かなと、共助・公助もありますけれども、なかなか来るまでは時間がかかるし、来ないかもしれない。その中で今も言いましたが、基本となるのは自助、自分たち、自分、家族を守るということだと思っています。

この自助ですが、被災後に身の安全が確保できた後、生き延びていかななくちゃいけませんけれども、各自、各家庭の備蓄、今回は各家庭の備蓄について話しておきます。飲料水や食料や燃料や資機材が一番重要であると思うわけでございます。町では災害時の対応として、非常食や機材を備蓄、倉庫に蓄えてありますが、これが市中に出てくるまでには結構時間がかかるだろうと思いますし、道路が寸断されたりした場合には届かないということもあるかもしれません。

町では各家庭の備えについて、どのような考えを持って、どのように啓発とかしているかということをお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

仁茂田総務課長。

○総務課長（仁茂田宏子君） 災害や緊急事態に備えて、非常食などの備蓄は大変重要となります。本町では、長南町地域防災計画に定める備蓄目標であります食料6,000食を用意しておりますが、町で備蓄できる食料には限界がありますので、住民自身でも備蓄し、災害に備えることが重要と考えております。

令和2年4月に毎戸配布をいたしました長南町総合防災マップには、備蓄の新しい方法としてローリングストック法を掲載しております。ふだんから少し多めに食材や加工品を購入していただき、使用したらその分新しく買い足していくことで、常に一定量の食材を家庭に備蓄しておく方法でございます。

今後の住民への周知といたしましては、令和6年中に暮らしの便利帳を作成いたしまして配布を予定しておりますので、その中で防災関係の内容を充実し掲載してまいりたいと考えております。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） 令和2年に1度と、今度は暮らしの便利帳でもうすぐそれが毎戸に配布されるということでもあります。その内容をちょっと拝見しておりませんので分かりませんが、要は毎戸でためておく、今課長のおっしゃったとおりでありまして、古いものをどんどん換えていくということが大事で、この辺り周知、啓発、啓蒙していただきたいと思うところであります。

今回の地震の前に、せんだって房総沖で、房総というか東のほうで地震が何回ありました。これは大きいのが来るのかなと思って私もいろいろ備蓄しようということで、トイレトペーパーから始まりまして、醤油だとか、砂糖だとか、ガソリンだとか、灯油だとかいろいろ、いつ来るか分かりませんが、一応買った。ただこれを回していかないといけないので、それからまたうまくやっついこうと思えますけれども、区長さんとかそういう方を通じて、この辺りまた年1回でもそういうチラシでも作って、毎戸に配布してもらおうと。でもなかなかこれ見ないんですね。喉元過ぎれば熱さを忘れるで、そのときは一生懸命やるんですけども、何もないとそれでもう終わってしまうと。それも仕方がないんですけども、その辺ひとつ今後も引き続いて、町民の意識の向上ということで、備蓄ということを進めてくれるように、町からもご指導いただきたいと思えます。よろしく願います。

時間がないんですが、催眠商法ということについてお聞きしたいと思えます。

この催眠商法というのは、言ってみれば小さい部屋にお年寄り等を集めまして、そこでその場を盛り上げて、日用品等のものを無償で配布したり安く売ったりして、それが毎日来させまして、来ると判こを押してくれるとか何とかで、何個押しますと何がもらえますとか、そういうような感じでどんどん毎日お年寄り等を集めまして、最後は高いものを買わせてしまう。これは今さら始まったわけじゃなくて、昔からうちのほうの集会所にはあさんたちが集まって何かをもらってきたと、ラーメンもらってきたとか何とかと、最後は高い枕を買われたとか、いろいろ事例があるわけです。これは昔からのあれで、ただリズムではやったり、またある程度たつとまた出てくる。ねずみ講みたいなものですからね。

ということで、この商法がまた、前からもあるんですけども出ている。私、これの間茂原に行きましたら、この会場がありまして、周りに紙を貼って中が見えないようにして、50人ぐらい入ったかな、もう満員のお年寄りたちが物を聞いたりしているわけでありまして。帰りに何か安く健康食品を買って帰ってくる。さっきも言ったとおり、また翌日行くと判こをくれる。何回もずっと行って、最後はいろいろな高価なものを買われてしまうという商法のようなものであります。

本町にそういう被害に遭った人がいるかどうか分かりませんが、この関係の商法はいろいろ、言ってみれば詐欺ですが、いっぱいありまして、事例としてはオーダー下着が500万円だとか、健康サプリが500万円以上とか、健康食品70万円以上、健康食品や布団を買わされて1,000万円以上というような、もうお年寄りの虎の子がここで消えていくというようなことで、あとどうしようかというようなことも起きているようでもあります。

いろいろ調べていましたら、お隣でもありませんけれども夷隅町のホームページに、催眠商法にご注意くださいということが載っておりました。これ、SF商法というらしいんですけども、その昔、新製品の普及と銘打った業者がいて、新商品のS、普及のFでSF商法と、これが一般的に呼ばれるようになったと。夷隅町ではこういう被害が多分あったのかなと思います。独立行政法人国民生活センター報道発表資料を基に、夷隅町はこれを作成して、ホームページに載せているということです。

本町もそういう事例があるかどうかお聞きしますが、こういうことがなるべくないようにしていかなきゃいけないということで、ホームページとかあとは区長さんを通じて回覧するとか、お年寄りの目になるべく入れる、入ってもらおうということで、していってほしいと思うんですが、本町にこのような詐欺の報告が、総務課かな、何か来ておりますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

石川産業振興課長。

○産業振興課長（石川和良君） 事例はあるかというようなことでございます、本町では今のところ、このような商法被害の相談は今のところはございません。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤君。

○10番（加藤喜男君） それはよかったですね。

今後起こらないとは言いきれません。現実に茂原市でそういう場所が今もあるでしょう。またどこかで、それが移ってほかに行ってまたやるんでしょうけれども、最後にいた人がどこまで何を買われるか、要は今健康がお年寄り、我々も健康を言われちゃいますと、多少のお金を出してしまうということで、その買ったものがよほど効果があるのかどうかは本人しか知らないんですけども、ただあまりやっちゃうと営業妨害になってまた訴えられても困るんですけども、その辺があります。その辺をよく注意しながら、この催眠商法について引っかけられないようにということで、何か適当な手段で周知をしていただきたいと思うわけでありまして。

別の話になりますけれども、この間、町内の人がある集会で話していました。これは催眠商法じゃありませんけれども、還付金詐欺ですけども、電話がかかってきて、まだ間に合いますというようなことで、電話をしてきた。本人もまだそんなお年寄りじゃない、若いですから、信用しないと思ったんですけども、まだ間に合ったというようなことで言われてしまいますと、これやらないと損しちゃうなというようなことで、いろいろ電話をしていって、向こうはATMにその人を行かせようと思うわけですけども、本人はまだ若いですから、役場に行くとか何とかと言ったら、向こうが結局長電話をしていて電話を切っちゃったんですけども、その後役場に来て、こんな電話を役場からしてきたらというように言って、役場はそんなことしておりませんということで、これは福祉課長が知っているのかな。

まあいいです。それで、結局本人は騙されずに済んだということで、何を言いたいかという、若くても目の前に間に合った、今やれば何十万返ってきますというようなことを言われちゃうと、つい気が緩んで、しめたと思ってそれに乗ってしまって、ATMに行って金が入ってくるのが、反対に金を出してしまうということのようなことが現実に関この間あったようでございます。

警察の関係か知りませんが、防災無線で周知していますので、またこの辺、一生懸命周知してもらって、こういう被害がないように、ひとつ町としても努力をしていただきたいと思ひまして、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（松野唱平君） これで、10番、加藤君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（松野唱平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は4日の午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

ご苦労さまでございました。

(午後 2時15分)